

第23回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 11月 11日（水） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時23分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	教育総務課長	小 林 緑
学務課長	榎 木 恭 子	生涯学習課長	浅 賀 俊 之
学校地域連携担当課長	木 内 俊 直	指導室長	栗 原 健
教育支援センター所長	新 井 陽 子	新しい学校づくり課長	新 部 明
学校配置調整担当課長	水 野 博 史	中央図書館長	荒 井 和 子

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成
立いたしました。

ただいまから、平成27年第23回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、
浅賀生涯学習課長、木内学校地域連携担当課長、栗原指導室長、新井教育支援セ
ンター所長、新部新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒井中央
図書館長の、以上10名でございます。

荒張副参事は、企画総務委員会に出席のため、欠席です。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により松澤委員にお願いいたしま
す。

本日の委員会は、1名から傍聴申し出がされており、会議規則第30条により
許可しましたので、お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第62号 区議会提出議案及び意見の聴取について

1. 東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正す
る条例

(学務課)

2. 東京都板橋区立少年自然の家の指定管理者の指定について

(生涯学習課)

教 育 長 日程第一 議案第62号「区議会提出議案及び意見の聴取について」、次長と
各課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第62号。
区議会提出議案及び意見の聴取について。

上記の議案を提出する。

平成27年11月11日。

提出者は、中川教育長でございます。

区議会提出議案及び意見の聴取について。

平成27年第4回東京都板橋区議会に下記案件を提出するとともに、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見の聴取
について、区長原案に同意する。

記。

1、東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例。

2、東京都板橋区立少年自然の家の指定管理者の指定について。

内容については、各課長からご説明いたします。

学 務 課 長 それでは、東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する

条例について、ご説明いたします。

本条例は、今年度からの子ども・子育て支援新制度に伴いまして、新制度へ移行する幼稚園及び認定こども園の保育料を定め、4月1日から施行しているものでございます。

今回の改正内容は、そのうち第二子の保育料について減額し、保護者の負担を軽減するものでございます。

具体的にご説明いたします。

本条例におきまして、階層区分及び保育料については、幼児教育を受ける子どもの公平性を確保する観点から、国の所得階層区分、上限額及び現行の私立幼稚園の保育料と負担軽減の水準を踏まえて、特別区民税の所得割額に応じた6段階としております。

具体的には、A階層及びB階層については無料、C階層は区民税所得割課税額に応じて4階層に区分しまして、4,600円から1万8,700円までとなっております。

この金額につきましては、資料の表の、第一子の保育料のところを見ていただくと、具体的な保育料が記載されております。

また、多子軽減措置としましては、国の考え方に基きまして、小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順番に数えて第二子の保育料については第一子の半額、第三子以降の保育料については、無料としております。この第二子の保育料について、今回、改正を行い、減額するものでございます。

改正理由としましては、今回、この第二子の保育料を精査しましたところ、C階層におきまして、新制度移行前よりも負担増となることが多いということが判明しましたため、おおむね移行前の水準となるように減額をするものでございます。

改正後の保育料でございますが、第一子、第二子、第三子以降の保育料を表においてそれぞれ明示しております。

第二子の保育料については減額をしておりますが、第一子及び第三子以降については、変更はございません。

具体的な減額の考え方でございますけれども、国基準の保育料額を2分の1として得た額から都区の補助金相当額を控除した額で設定いたします。

具体的には、C階層で見いただきますと、現行の保育料は、第一子につきまして4,600円となっております。

第二子の保育料については、現行の保育料におきましては、第一子の半額の2,300円となっております。これを改正しまして、今回、0円といたします。

この保育料の求め方でございますけれども、この階層の国基準額は1万6,100円となっております。第一子の保育料4,600円は、1万6,100円から都・区の補助金相当額1万1,500円を控除して求めております。

現行の第二子の保育料というのは、第一子の保育料の単純に半額としておりまして、2,300円としているところでございますけれども、この額ですと移行前よりも負担増となる層があるということで、第二子につきましても、まず国基

準額の1万6,100円という額がありますがけれども、この額を2分の1として8,050円を求めまして、ここから第二子の都・区の補助金相当額1万3,200円を控除して保育料を求めます。

この結果、0円となるわけでございますけれども、そのほかの層につきましても、同じ考え方にに基づき求めまして、記載の保育料に改正するものでございます。

また、27年度の利用者につきましては現行の保育料の適用となっておりますけれども、経過措置として、移行前の水準となるように補助金を支給しますので、移行前と比べて負担増となることはございません。

説明は以上でございます。

生涯学習課長 それでは、議案第117号の議案につきまして、ご説明申し上げます。

東京都板橋区立少年自然の家の指定管理者の指定についてというものでございます。

この施設につきましては、長野県にあります板橋区立少年自然の家八ヶ岳荘でございます。

指定管理者の名称及び事業所の所在地でございますけれども、北区王子本町にあります株式会社旺栄という会社でございます。

指定の期間につきましては、来年度、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とさせていただきます。

この指定に先立ちまして、3者からの応募を受け、審査を行ったところでございます。書類審査及びプロポーザルを経まして、最も成績の高かったこの業者を指定するものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第62号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第63号 東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則

(学校地域連携担当課)

教 育 長 続いて、日程第二 議案第63号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一

部を改正する規則」について、次長と学校地域連携担当課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第63号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらにつきましては、土曜日にあいキッズが実施されるということに伴っての条例改正が行われましたが、それに伴う規定の整備でございます。

上記の議案を提出する。

平成27年11月11日。

提出者は、中川教育長でございます。

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則。

東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を次のように改正する。

内容については、後ほど、学校地域連携担当課長からご説明いたします。

7ページの方を開いていただきますと、付則がございます。

付則の第1項。この規則は平成28年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の規定は公布の日から施行する。

第2項でございます。

この規則を施行するために必要な準備行為及び第3条の利用の手續及び第4条の利用の承認等は、この規則の施行前においても行うことができる。

提案理由でございます。

あいキッズの土曜日実施に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。内容については、木内学校地域連携担当課長からご説明いたします。

学校地域連携担当課長 それでは、内容についてご説明させていただきます。

議案書をもう1枚めくっていただきますと、9ページに当たるところでございますが、横書きのもので、「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則新旧対照表」をご覧くださいと思います。

まず、1ページの第7条に、土曜日の利用について。

土曜日の利用を希望する者は、前月の20日までに申請する旨を追加したところでございます。

また、この第7条の追加により、その後の条文の番号が1番ずつずれることとなります。

次に、3ページ目です。第16条、利用料の徴収方法につきまして、第1項を平日のきらきらタイムの規定と明確にするため、「月曜日から金曜日まで」と追記いたします。

また、新たに土曜日のきらきらタイムの利用料の徴収方法を第2項として追加いたします。

続きまして、第17条の利用料の減免につきまして、第2項第1号のウ、土曜日の減額の金額を300円と定めます。

続いて、5ページ目をお開きいただきたいと思いますが、付則につきまして、今、次長からもお話がありましたように、施行期日を平成28年4月1日からと

いたしますが、実施のための準備といたしまして、募集その他、この規則を施行するために必要な準備行為、第3条の利用の方法及び第5条の利用の承認等は、この規則の交付の日から施行させていただきたいと考えております。

最後に、第2条関係の別表でございますが、同居の保護者の状態といたしまして、疾病や看護・介護、6ページ目に移りまして、就学、または技術習得、PTA活動等につきましては、これまで土曜日・日曜日を換算しておりませんでした。が、今後は土日も含めることにより、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、7ページ以降の様式につきましては、土曜日の利用のほか、利用対象者を明確にするため、変更及び文言整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

高野委員 前回、9月11日のときの資料で見ると、土曜日の利用料というのが日額700円となっていて、今回、この300円というのが、そこがよく分からないので教えてください。

学校地域連携担当課長 第17条につきましては利用料の減免ということで、例えば就学援助を受けているご家庭などにつきましては減額させていただきます。1回につき700円でございますが、300円を減額して400円頂戴する。

半額にさせていただいた部分と、もう1つは、補食代ということでは減額の対象としておりませんので、そういった意味合いで300円減額ということでございます。

高野委員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。
松澤委員、お願いいたします。

松澤委員 先ほどの別表ですけれども、旧の方は土曜日・日曜日を除くとなっていて、新しい方は土曜日・日曜日も含めてということですのでけれども、そうなってくると、土曜日・日曜日のお仕事をされている方、そういう方は全部含めての計算になるという認識でよろしいのでしょうか。

今までは月曜日から金曜日までお仕事をされている方の範囲で受け入れをするというような条件が、土日を含んでということになったということでしょうか。

学校地域連携担当課長 労働につきましては、今までも土曜日・日曜日も換算させていただいていたところ。それ以外の部分で、疾病や、看護・介護、就学や技術習得、あるいはPTA、NPO活動等、こちらにつきましては土日を除いての換算でございます。

すので、ここを1つに合わせてということで進めていきたいと考えております。

教 育 長 よろしいですか。

松 澤 委 員 はい。

次 長 補足しますと、今までの規則というのは、学童クラブのときのものを基本的な考え方としていたので、あいキッズになって、もう少し考え方を変えていかないといけないというところがあるのですけれども、以前のものとの整合性をとっているという意味合いで、こういう制限を入れているところですが、基本的には、利用したい日にそういう事情があれば、労働でも疾病でも何でも構わない、基本的には利用できるようにしていくというのが望ましいと思うのですが、ある程度の制限を加えるということで、今までより少し緩和していこうという形になっております。

日曜日については、あえてここで抜かない形にしましたので、全体でそういう事情がある方で、その日に、またそういう事情があれば利用できますという形に変えていっています。その辺はご了承いただきたいと思います。

教 育 長 では、お諮りします。日程第二 議案第63号については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○専決処分

1. 板橋区教育支援センターの臨時休館について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 それでは、専決処分を聴取します。専決処分1「板橋区教育支援センターの臨時休館について」、教育支援センター所長より報告願います。

教育支援センター所長 「支-1」の資料をご覧ください。

「板橋区教育支援センターの臨時休館について」ですが、東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理処理したことを報告させていただきます。

臨時休館日は、平成27年10月31日土曜日。

休館理由でございますが、総務部総務課より緊急設備点検の依頼があったためでございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○処分案件

1. 公文書部分公開通知書に係る審査請求に対する再弁明書について
(用務委託)

(学一2・学務課)

教 育 長 それでは、処分案件を聴取します。

処分案件1「公文書部分公開通知書に係る審査請求に対する再弁明書について
(用務委託)」について、学務課長より報告願います。

学 務 課 長 それでは、学校用務業務委託に関する公文書公開通知書に係る審査請求に対する再弁明書について、ご説明します。

東京都板橋区情報公開条例に基づき「学校用務業務委託」に関する公文書部分公開通知書に係る審査請求があった件につきまして、平成27年8月28日付で弁明書を提出いたしました。審査請求人から反論書の提出がありました。

そのことについて、審査庁である区長に対し、再弁明書を提出するに当たり、内容をご報告いたします。

1、概要でございます。

(1) 件名は記載のとおりで、反論書は別紙1、資料の2ページ、3ページのとおりでございます。

(2) 請求要旨でございますが、板橋区が黒塗りし、非開示とした部分の開示を求めるとの内容でございます。

2番、再弁明書につきましては、別紙2、4ページをご覧ください。

1番、事件の表示は記載のとおりでございます。

2番、再弁明の内容でございます。

反論書に記載されました「(1) 非開示は板橋区情報公開条例に反する」につきましては、情報公開条例に基づき公開、非公開を決定しているところでありますため、否認をいたします。

「(2) 提案書類等全てを事業活動情報であるという主張は納得できない」につきましては、提案内容の具体的な手法、フロー・チャート図等の説明図、受託実績、管理体制等は法人の事業活動に関する情報でありまして、公開することで当該法人の事業活動に不利益を与えるため、板橋区情報公開条例第6条第1項第3号の該当としたため、否認いたします。

「(3) 説明責任も果たさない教育委員会の不誠実な対応は納得いかない」につきましては、公文書公開請求の時点におきましては、文書の公開請求者は匿名で行われるため、板橋区教育委員会が文書内容の説明を行う機会はなく、審査請求書をいただいた際も、弁明書を文書で回答しており、説明責任を果たしていないという点については否認いたします。

以上から、当庁の処分は適切かつ妥当なものであるので、審査請求人の請求は棄却されるべきであると考えます。

説明は以上です。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

(なし)

○報告事項

1. 平成27年第3回区議会定例会（9月）一般質問答弁要旨
（教育委員会関係）

(資料・次長)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成27年第3回区議会定例会（9月）一般質問答弁要旨（教育委員会関係）」について、次長から報告願います。

次 長 それでは、資料をご覧ください。平成27年第3回区議会定例会（9月）一般質問答弁要旨でございます。

9月16、17日の2日間にわたって開催されました。

まず、1番目、公明党のなんば議員でございます。

教育委員会関係は多岐にわたっております。

あいキッズに関してのご質問が1ページ目でございます。

②のところで、インフルエンザ等の流行時における病児以外の子どもの受け入れについてということのご質問でございまして、ここの答弁にございますように、あいキッズでは、インフルエンザ等の感染症の拡大を予防するため、あいキッズ条例で、学校保健安全法に基づく臨時休業の措置となった学校及び学級の児童の利用は停止しているところでございます。

保育園では、そのような措置をとっていないので、こういう保育園と同様のものがとれないかというご質問でございましたが、基本的には、今の考え方を継続していきたいということで答弁しております。

感染予防のため、一定の利用制限はやむを得ないと考えているというように答弁してございます。

また、続いて、あいキッズの拡充で、給食の提供等についてもご質問がございました。

2ページの方に行きまして、続いて、スクールソーシャルワーカー。こちらはほかの議員さんも同様でございますが、導入された直後ということで、質問がございました。

特に、②のところで「学校長」とありますが、学校とのコミュニケーションの体制についてということで、スクールソーシャルワーカーが、色々と主体的にかかわっていく必要があるのではないかというようなご質問もなされております。

スクールソーシャルワーカーは、職務を執行する上で、必要に応じて、校長に直接連絡や相談、情報を共有しながら問題解決に当たれるように対応していくということと、次のところにも学校との信頼関係などのことについてご質問がなされています。

続いて、3ページの下の方で、無料塾の整備ということで、こちらは板橋区で取り組んでおります放課後や夏季休業中などの補充教室、これの拡充ということでお話がありました。

こちらについては、各校で、特に夏休みの前後、始まりと終わりに取り組むようにということで周知をしているところがございますが、教育効果は高いと考えているので、色んな形での日数増について、実現の可能性について検討していきたいとお答えしてございます。

続きまして、5ページですが、同じく公明党のはぎわら洋一議員。

こちらは、1番目ですが、18歳の選挙権ということに法改正されましたので、そこでの主権者教育についてというご質問がありました。

主権者教育については以前も答弁しておりますが、(3)のところ、「政治に関する教育の進め方(具体策)」ということで、新聞を活用した授業等についてのご提案がありました。

新聞を活用して授業を行うNIE(ニューズペーパー・イン・エデュケーション)を実践している学校がある中で、これを学校に有効な事例として紹介して、全校に取り組みを周知していきたいと答弁してございます。

続きまして、裏面の6ページですが、子どもたちの未来への贈り物についてということで、不登校対策で、睡眠不足に着目した指導が有効なのではないかというようなご提案もされております。

こちらについては、睡眠ログというものを、機械的に処理していくような手法だそうで、今後、活用需要について研究し、導入の可能性があるかどうか検討していくと答弁してございます。

続いて、共産党の松崎いたる議員でございます。

中央図書館についてということで、中央図書館の改築の方向性についてご質問がございまして、今の、この答弁をした時点でのこととございますが、現在地及び常盤台公園で中央図書館を建築することは困難であり、移転改築が必要であると考えておまして、そのように答弁してございます。

続いて、情報リテラシーの確立についてということで、7ページですが、(5)教育にニセ科学をもち込まないようにすることについてということで、疑似科学というような、科学的に立証されていないことを取り入れるということについてのご質問でございます。

こういうことについては、教育委員会として、各小中学校では学習指導要領に基づき行われているので、その辺の内容を確認した上で教員が授業を行っているもので、そういうことはないというように答弁してございます。

続いて、同じく共産党の小林おとみ議員。こちらは日本語学級等についてご質問がございました。

現状と拡充策についてお話がございました。教員のサポート体制などについてもご質問があったところです。

続きまして、9ページです。6番目、市民の五十嵐やす子議員でございます。

図書館関連の質問が大変多くございました。中央図書館についてということで、中央図書館の移転先に対する地域への説明の状況、また、平和公園の整備地の住民との約束というようなことです。

こちらについては、区長の答弁でございますが、裏面のところに、当時、どのような説明をしたかというようなことが答弁であります。現在の樹木をできるだけ生かして緑の充実を図る、原っぱを残して災害時の一時集合場所として利用できるようにするというものであったということをご説明いたしました。

また、その下の(3)ですが、地域住民の運動に対する認識ということで、そのとき、当時でございますが、16万人もの署名を区民の方が集めていただいて、それを持って取得できたということについての評価ということで、関係の方々の強い要望のおかげをもって今の平和公園があるということをご説明していると答弁をしております。

また、これに関連しまして、平和公園の持つ防災面の意味、それから中央図書館の蔵書数、中央図書館の建設時期等についてご質問がございました。

最後に、女性が輝くため、11ページでございますが、スクールソーシャルワーカーについてもご質問が出ております。

続きまして、12ページですが、8番目、市民の中妻じょうた議員。

こちらは、教育支援センターにおける就学相談の説明について、進路先を決定する際の基準等についてご質問がございました。

就学相談には、相談を受けた児童・生徒の能力を伸ばすことができる進学先を紹介するようアドバイスを行っているということで、保護者の思い、願いを受けとめて、適切な就学相談ができるよう努めていきますというように答弁しております。

また、部活動の指導についても、部活動の意義、それから具体的な、それにふさわしい取り組みをしているのかというようなご質問もございました。

最後に、13ページですが、埋蔵文化財の試掘について、近隣での取り組みについての疑義があったようで、地域住民への周知、そのほかについてご質問がございました。

続いて、9番目、自民党の山田貴之議員でございますが、中央図書館の計画について、櫻井徳太郎文庫との統合や子育て世代に使いやすい図書館など、様々なご提案があったところでございます。

15ページのところでは、外部指導員の確保ということでもご質問がございまして、(2)のところ、体育備品のメンテナンスということで、実際に使ったところで、開放用の体育館の備品が十分にメンテナンスされてなかったというような事例もあったということで、これについてご質問がございまして、適切に対応していきたいと答弁をしております。

15ページの一番下、10番目、自民党の元山議員でございますが、副籍制度

の現状、それから取り組み、16ページにおきまして、私立幼稚園の保護者負担軽減の補助金の状況等についてご質問がございました。

雑駁でございますが、内容は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

高 野 委 員 7ページの小林おとみ議員のご質問で、日本語学級の件で、ちょうど私は、10月30日に板橋二中で研究発表がありまして、その中で日本語学級の研究発表もありましたので、それを拝見してきたので、少し報告させていただきたいと思えます。

板橋二中では、3人の先生による個別指導で行っているということで、当日は、中国出身の3人の子どもたちが授業を受けておりました。

7月に行った言語能力を把握するテストで、子どもたちには少し読む力が低い傾向が見られたということで、本を読んで、そして、その内容を皆さんに紹介して、お友達の意見も聞いてというような授業でした。

一人一人に先生がついていただいて、子どもたちが発表する前の練習をしていたのですけれども、先生方が子どもの発言をよく聞いてくださって、そして丁寧に指導していただいていた。

子どもたちも、その後の発表のときには、言葉で伝えられないところを、一生懸命、身振りや練習してきた言葉で発表していたのですけれども、カリキュラムをきちんと立てて学習している点がとてもいいと思いました。

あとは、担当していらっしゃる先生が大変親身になって指導していただいているということで、言葉だけの学習ではなくて、日常的に、色々、慣れなくて不安とかがあることも、その先生方とゆっくりお話する時間を持てることで、子どもたちにとっては大変いい時間になっているというような印象を持ちました。

個別の指導を行うということで板二中は大変人気が高いということだったのですけれども、集団でやるのもいいと思うのですけれども、この回答の中にも書いてありましたけれども、個別の時間をしっかりととっていただけることが、言語の理解だけではなくて、その子たちが学校生活や社会生活に溶け込んでいく大きなきっかけになるのかなと思いました。

教 育 長 ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。

上 野 委 員 1つ教えていただきたいのですけれども。
不登校の実態ですね、この数字が、小学校92名、中学校310名、合計402名というのですが、板橋区の現状、ほかとの比べた状況を。

教 育 長 何ページですか。

上野委員 すみません。6ページです。
この実態数が他区との比較では多いのか、少ないのか。

指導室長 指導室長です。
人数といたしますか、まず、出現率というところで行きますと、東京都と比べまして、板橋区の場合は最新の情報で26年度ですが、東京都、全国については、この時点でまだ25年度、1年前と比較するという数字になります。
板橋区の場合、小学校は0.42ですけれども、全国平均は0.36、つまり出現率が小学校も若干高い。
それから、中学校は、板橋区の最新版が3.29という出現率ですけれども、全国は2.69ということですが、これもかなり高い。

上野委員 中学校は多いですね。

指導室長 はい。中学校はかなり高いということになります。
総数からすると、400という数字は、例えるならば、中規模の学校1校分の子どもたちが通えていないということで、これは非常に重大な問題であると思っております。

上野委員 ありがとうございます。

教育長 室長、これは増えてきているということですよ、経年的には。

指導室長 経年で見えていくと、若干増加傾向にあるということです。

上野委員 中学校数からしても、310ということは、1つの学校で結構な人数がいますね。

教育長 恐らく、この中には、小学校のころからの子どもたちもかなり入っているということになりますね。
この辺を教育委員会と学校側が上手く機能しながらするような教育をしてきたいと思えます。
そのほか、ございますでしょうか。

松澤委員 まず、1点目が5ページの18歳の選挙権と主権者教育というところですがけれども、これは、先日、法改正で18歳の選挙権ということになったのでというお話なのか、以前から、こういった教育がされていたというところなのかということをお聞きしたいのですけれども。
法改正をされたというタイミングなのでこの18歳主権者教育についてやっていこうというようなお話なのか、それとも、元々そういうことはやっていなかった

たのでやっていきましょうというお話なのかというところなのですけれども、どちらでしょうか。

指導室長 この主権者教育にかかわることについては、これまでもやっておりました。ただ、法改正が行われて、特に高校生に対してはより指導を充実させるべきであろうということで、文部科学省の方も新たな教材を作成したということです。それを踏まえて、今回、質問として、一層充実させてほしいというお話でありました。答弁の内容としましては、今あるものを確実に子どもたちに指導していくというところで、教科書の記載内容などで特に大きく変更したものはございません。

松澤委員 ありがとうございます。
あと、もう1点、次の7ページですけれども、「教育にニセ科学を持ち込まない」ということですが、これはどういった意味なのかということなのですか。具体的に、何か事例を出されて質問されていたのでしょうか。

指導室長 この質問の趣旨としては、根拠のないものについて、世の中ではそれが科学のように思われている事例について、学校教育においては正しく指導してほしいというお話でした。

例えば、ここにもありますけれども、水に対して「ありがとう」という言葉をかけると氷の結晶がきれいになるというように言われていることがありますけれども、それは、科学的には証明されていない。

事前に調べた資料によりますと、例えば血液型による性格のものであるとか、そういったものも、何となく信じられているようなことがあるけれども、それは根拠がない。

学校教育においては、きちんと根拠のあるものにしてほしいというようなお話でしたので、そのとおり、今、本区においても、学習指導要領に基づき、また、教科書の教材を使って、正しい科学について指導していくという答弁をしております。

松澤委員 一応、私の意見としましては、教育の過程の、そういった今までの事例を教育とされているのか、それともこれから証明されるであろう過程というのも教育に例えるというところで、今は証明されていないけれども、例えば宇宙についてですとか、そういったことは、これから証明されていく上で、今はこういう現状ですよ、それがどうなるか分からないみたいな話も、子どもたちの夢を壊さないためにも必要なのではないかなと思って、科学として証明される前と後で、多分、科学と言われているだけの話なので、そういったものを子どもたちが認識できるかという、多分、無理だと思うので、10年前に、電話があんなに小さくなると誰も思っていなかったとか、そういったこともあると思うのですけれども、何か、そういったところは、私個人の意見ですが、壊してほしくないというのがありますので、その辺を上手く指導していただければと思います。

指導室長 今のお話も非常に大事なところだと思います。時代によって、現在はまだ発見されていないものが、また新たに発見されることもありますし、見解が変わる、新たに証明されるということも、これから出てくると思います。

授業の中では、例えば実験する際には、科学というのは、再現できるもの、再現性があるものを科学ということで、本当にそうなるのだろうかという疑問を持って、再現できるというのが、これが1つ、科学として子どもたちに指導しているところです。

ただ、授業の中では、それだけでとどまらず、本当なのかな、もっとないのかなという好奇心をかき立てて、なぜそうなるのだろうか、もっと違う側面がないのかな、これはまさに発展的な学習であり、子どもたちに次の疑問を持たせて、解決できない問題に挑ませていくような、そういった授業は本当に大事なことで、今も行われていますけれども、これからも一層取り組ませていきたいと思っています。

教育長 松澤委員がおっしゃったことは、すごく大事ですよ。

実際、学校では、こういう考え方があるというようなことで、教育の方では説明をしているのではないかなと思いますけれども、大切にしたいと思っています。そのほかは、いかがでしょうか。

高野委員 15ページの元山議員のところの、副籍制度についてですが、学校での副籍ということもあるのでしょうけれども、私はあいキッズを視察した際に、若木小や、赤塚新町小学校で、特別支援学校に在籍している方が何人かあいキッズを利用されていて、そこで子どもたちと交流している部分もあったり、まだ交流がうまくいかない部分もあったりというようなことを聞きました。あいキッズを利用されている児童の方たちは、それぞれ、その小学校に副籍があっいらっしゃっているのか、そこを1つお聞きしたいのと、それから、日常的に、あいキッズですと、毎日、短い時間ではあっても交流するわけなので、その辺について、実態としてはどのようになっているのかなというようなことで、質問したいと思っています。

学校地域連携担当課長 副籍については、必ずしもということではないと思っております。

保護者の方が送迎しやすいというところもあるのですが、通学学区域内にある学校に行っていただくということは原則として持っておりますので、そういう意味では副籍も近いのかなとは思っております。

一方で、放課後デイサービス等も充実してきているところがございますので、そちらに行ったりということもあろうかと思いますが、基本的には、あいキッズにほぼ毎日通われているお子さんたちが多いと思います。

健常児にとっても、非常にノーマライゼーションという考え方も自然と分かってくるのかなというところもありますし、特に要支援児の保護者からすると、健常児とのふれあいというか、そういったものを、人とのコミュニケーションの取り方というのもあろうかと思いますが、非常にそういう意味では、交流を持て

るというのは評価をいただいているところではあります。

教 育 長 人数的には、どうなのですか。

学校地域連携担当課長 現在、板橋区内で90名ちょっとの要支援の対応が必要な児童さんがいらっしゃいます。あいキッズに通われない、利用されたいというような場合、その方たちは全てあいキッズで受け入れられているというような、希望がある方については受け入れをしているところでございます。

教 育 長 実際には何名かというのは、今は。

学校地域連携担当課長 93名だったかなというところです。

教 育 長 そのぐらいいるわけですね。

学校地域連携担当課長 はい。

次 長 それは要支援児でしょう。

学校地域連携担当課長 要支援児です。

次 長 特別支援学校から、自分の学校ではなくて来ている人が何人いるかという。

学校地域連携担当課長 すみません。特別支援学校からあいキッズに通っている児童数については資料を持ち合わせていないため、正確な数字がわかりません。

次 長 私の感覚で言いますと、副籍のある学校に行っているケースと、あと、特別支援学校の近くの小学校に行かれていますというケースも結構あるように聞いていますので、特定の学校が、高島地区が多いので、多くなっていると聞いていますので、その辺の状況は、今、課長から説明しましたように、保護者の方の送迎や、そういうことを含めて判断されているのかなと思います。

高野委員 必ずしも副籍校に行っているということではないという。

次 長 ではない。

高野委員 分かりました。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 人事情報（都費職員・平成27年10月分）

（指－1・指導室）

（区費職員・平成27年10月分）

（総－1・教育総務課）

教 育 長 では、報告2の方に移らせていただきます。「人事情報」について、初めに都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、「指－1」、指導室からご報告いたします。
正規職員についてです。

10月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めて、総勢1,831人で、9月末から1人減少しています。

減少理由としては、9月末日付で退職者が1人生じたことによるものです。

休職者等は、全体として118名で、先月に比べ、2名増えています。

内訳としては、4名増え、2名減ということで、2名が増えたという形になっています。

増えた要因ですけれども、4名ですけれども、病気休職にはいった者が1名、育児休業に入った者が3名です。

結果、2人の増ですけれども、育児休業から妊娠・出産休暇に切り替わった者が2名ということです。

次に、2番の期限付任用教員です。

期限付任用教員の数は、9月末時点の33名から人数に変更はございません。

以上でございます。

教育総務課長 それでは、区費職員の部分で、まず、一般職員・再任用関係でございます。

用務職で短時間再任用職員が1名退職してございます。10月です。

ここの部分につきましては、本務校変更ということで、教育総務課付きの職員を配置して、欠員対応をしてございます。

裏面以降をご覧ください。

学習指導講師、こちらの方が1名増ということで、志二小、志五小、舟渡小、赤塚小の方に配置できました。あと、2名ということで、志二小、高一中の方が配置できれば、全員配置できるのですが、既にまた異動が決まると聞いてございます。

それと、スクールソーシャルワーカー、こちらの方は3名増ということで、10月1日に新たに採用してございます。

私の方からは以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 平成27年特別区人事委員会勧告の概要について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告3「平成27年特別区人事委員会勧告の概要について」、教育
総務課長から報告願います。

教育総務課長 「総-2」の資料でございます。特別区人事委員会、こちらが27年、本年1
0月13日に、各特別区の議会、区長に対しまして、職員の給与、人事制度につ
いて勧告がありましたので、こちらについてご報告させていただきます。

まず、本年の勧告のポイントでございますが、月例給、こちらの公民格差、1,
413円、0.35%を解消するため、給料表及び扶養手当を改正する旨の勧告
がございました。

それに、特別区の勤勉手当についても、年間の支給月数を0.1月分引き上げ
るということで、都合4.3月、勤勉手当に割り振るようにとの勧告がございま
した。

このことによりまして、職員の平均年間給与は6万5,000円増という試算
が出てございます。

そのほか、公民比較の結果等を参考のために記載してございます。

私の方からは、ご説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 平成27年度教育懇談会実施要領について

(総-3・教育総務課)

教 育 長 では、続いて、報告4「平成27年度教育懇談会実施要領について」、教育総
務課長から報告願います。

教育総務課長 「総-3」の資料でございます。先日の事務打ち合わせ会で提案させていただ
いた内容と変わりませんが、平成27年度教育懇談会実施要領ということで、趣
旨でございます。

区民の信頼と期待に応えることのできる開かれた教育委員会の実現を目指して、意見・提案を広く受け入れるための話し合いの場を設けるということで、開催日時、場所ですが、来年の1月28日の午後6時30分から8時30分まで2時間とありますが、10分程度延長させていただければというように考えてございます。

それで、場所は教育支援センターの研修室です。

参加者の方は、先日ご案内したとおりですが、区立小・中学校の児童・生徒の保護者の方100名程度、それに、教育委員会のメンバーの5名、それと事務局の幹部職員、それと代表校長ということで、小学校、中学校から各々3名ずつということで構成したいというように考えてございます。

テーマですが、「学校と家庭が連携した学力向上の取組ー全国学力・学習状況調査の結果から見る板橋区の課題ー」ということで、指導室長に講演をお願いしたいと考えてございます。

グループの懇談・発表については、先ほどのとおりでございます。

それでは、裏面をご覧いただきたいと思います。

当日は、研修センターの方で、18時30分から開催させていただいて、教育長のご挨拶をいただきまして、出席者、教育委員の皆様のご紹介をさせていただくということで、講演が18時45分から、こちらは45分という形でお配りしておりますけれども、グループ発表の時間をとりたいというように思いまして40分間、5分ほど短縮させていただいて実施したいということで、そのような形で考えてございます。

それと、これを40分間にしまして、19時25分からグループ懇談ということで、こちらも5分短縮させていただいて、このテーマ、「学力・学習状況の向上に向けた保護者と学校の役割」ということで、昨年と同様ですけれども、グループの中で討議していただく。それを35分実施していただいて、8時からグループ発表ということで、30分間の時間をとります。

これまでのご提案をしていたところだと10分しか発表の時間がないということで、これは無理だと。昨年も20分間の時間をとりましたが、今年は30分とって、発表の時間に余裕を持たせたいというところ。

それで、8時半からは教育委員の皆様からの所感をいただくということで10分程度とらせていただいて、閉会を午後8時40分というところでご提案させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

高 野 委 員 最近、板橋アカデミーですとか、研究発表などに行っても、参加者同士の協議の時間というのが大変充実しているなど感じております。

教育懇談会のときは、以前は会場も、文化会館だったり、グリーンホールだったりして、テーブルでお話しする時に、人数が多くて、自己紹介で1人一言ずつ、

そのことについてお話ししていくと、もうそれだけで時間が来てしまったなというような印象を受けています。

最近やっているグループ協議というのは人数が少なくて、かなり深いところまで色々皆さんのご意見が聞けたりするので、人数が、せっかくご準備いただいた12人だとどうなるのだろうというような。去年は、もう少し多かったでしょうか。

教育総務課長 一昨年が16名から15名程度でやっていて、それでは発言できない参加者の方がいらっしゃるということだったので、保護者の方が10名程度という形にして、我々というか、教育委員会の皆様と幹部職員、学校長を含めたところの参加で2人入るとのことなので、保護者の方は10名程度ということなので。

高野委員 では、大分、減らしていただいた。

教育総務課長 減らして、去年は、まあまあ皆様のお話が聞けたかなというように、私は中に入らないのですけれども、そのように感じていたのですけれども。

高野委員 最近、色々な協議会で、少ない人数で全員の方が発言していただけるので、とてもいいなと思っていました。

今年のご準備いただいているのでこれでやってみて、くれぐれも自己紹介で終わらないで、活発に皆さんからご意見が出るような形でいけるといいなと思っています。

教育総務課長 司会のところでも、そういうようなところで、促すようなところでやっていきたいと思います。

高野委員 はい。

教育総務課長 昨年が、たしか25分間。会場が教育支援センターに変わって、職員の方は閉めるまで時間が必要になりますけれども、それもまた延長してということで考えてございますので、また状況を見ながら改善していければと思います。

よろしく願いいたします。

高野委員 お願いいたします。

教育長 ありがとうございます。本当に貴重な意見で、数が少ないと活発になるというところなので、今年やってみて、もし不都合があれば、また延長するなどして。

そうしますと、発表も全部の班が発表しなくてもいいというような、そんな発想になってくるかなと思いますが、今年はこれでやらせていただいて、また様子を見たいと思います。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございました。

○報告事項

5. 入学予定校変更希望制における応募状況について

(学-1・学務課)

教 育 長 では、報告5「入学予定校変更希望制における応募状況について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、入学予定校変更希望制における応募状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

資料「学-1」をご覧ください。

1番、実施状況です。

(1) 受付期間でございますが、今年度は短縮化しまして、小学校、中学校とも、9月1日から30日までの1か月間で行いました。

(3) 変更希望者数につきましては、小学校は対象者数3,960人のうち607人で、全体の15.3%、中学校は、対象者数3,772人のうち799人で、全体の21.2%で行いました。

制度変更後、3回目の実施でございますけれども、変更希望者の割合は、小学校、中学校とも、学校選択制導入時における変更率まで下がってきておりまして、通学区域校への就学率が高まっております。

(4) 各学校の応募状況は、別表1、2に記載のとおりとなっておりますので、後ほどご説明いたします。

次に、2番、抽選の実施です。

小学校につきましては、先月、10月21日に公開抽選を実施いたしました。

対象校は、記載のとおり11校で、昨年度の抽選校と同数で行いました。

中学校については、11月6日に公開抽選を実施しました。

対象校は、記載の2校で行いました。

なお、昨年度の抽選校は4校でした。

続きまして、3番、今後のスケジュールです。

明日、12日から12月3日まで、就学時健康診断を実施いたします。

1月上旬に入学通知書を保護者宛に発送いたします。

また、補欠の登録期間でございますが、小学校は1月29日まで、中学校は2月22日までとなっております。

この期間内に、私立学校等への入学者が出た場合には、補欠の順位に従って、順次、繰り上げ当選となります。

続きまして、別表1をご覧ください。

こちらは小学校の応募状況の一覧となっております。

学校名が網掛けになっているところが抽選実施校適用除外校となっております。資料のタイトル下の※のところに網掛けの小学校について説明がございます。

続きまして、別表2が中学校の応募状況となっております。

小学校と同じ表のつくりとなっております。

中学校については、網掛けの表示のしてあるのが抽選実施校でございます、6番の志村第一中学校、15番の上板橋第三中学校の2校となっております。

また、この2校以外につきましても、希望者数が受け入れ可能数を超えている学校が相当数ございますけれども、これにつきましては、例年、私立中学校に行かれる方が多くいらっしゃいますので、そうした例年の傾向を踏まえて、その分を差し引いて、実質的には受け入れ可能であると見込み、抽選を行わないものとしております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

松 澤 委 員 今、おっしゃった、私立などに行かれるということで受け入れ可能になるということだったのですけれども、増加傾向にあるのは、西台、中台のあたりとか、中学校の方ですけれども、あと、赤塚が多いのですけれども、ここ近年、大体このような感じで推移されているということでしょうか。

学 務 課 長 希望者数が増加している中学校につきましては、そのエリアの住民登録者数も増加しておりまして、希望者数の増減というのが、そのエリアの住基数の増減と大体一致している関係がございます。

教 育 長 志村一中が、通学区域内に229人いて、受け入れ可能数が198ということですので、私立に行くのがあるとすると、こういう場合も、志村一中は、例えば学級数、229人を受け入れるという前提で準備を進めているのですか。

学 務 課 長 通学区域内の229人につきましては必ず入学できるということになります。ただ、そこから何割かが私立に入学されますので、そこを見込みまして、一定の枠が空いた分について、抽選を行い、当選者を、一定、出しているという形になります。

当選せず、補欠で順番を待っている方もいらっしゃいます。そういった方は、今後、枠が、順次、空いていけば繰り上がって入学するという見込みです。

教 育 長 志村一中は198人が受け入れ可能数と言っているけれども、実質的には、これを超えるような数を確保してということですね、抽選も。

学 務 課 長 いいえ、198で設定しております。そこから、要するに、超えた分について

抽選をしております。

教 育 長 では、198をリミッターにしているわけですね。

学 務 課 長 要するに、抜ける数を先に見込んでおります。

松 澤 委 員 今、教育長がおっしゃったような形で、229人の通学区域内の方がもし行く
となった場合、198を超えていくという認識でよろしいでしょうか。
通学区域内の方が全員入れるということですね。

学 務 課 長 全員、入れます。

松 澤 委 員 その方が198を超えないというイメージで、この198人というのを設定し
て、さらに空いた枠に抽選された順番でということ。

学 務 課 長 そうです。区域外の方についてはそうです。

松 澤 委 員 では、そういった順序で組まれているという認識。

学 務 課 長 そうです。

松 澤 委 員 分かりました。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 「天津わかしお学校」あり方検討中間報告（案）について

(学-3・学務課)

教 育 長 では、報告6「「天津わかしお学校」あり方検討中間報告（案）について」、
学務課長から報告願います。

学 務 課 長 それでは、資料「学-3」をご覧ください。

「天津わかしお学校」のあり方検討の中間報告（案）がまとまりましたので、
ご報告いたします。

資料は、概要版と本編がございますけれども、主に概要版に沿ってご説明いた
します。

1番です。天津わかしお学校は、板橋区の運営する特別支援学校でありまして、
ぜん息、肥満、偏食、虚弱の症状がある児童が、広い自然の中で寄宿舎生活を通

して、その症状を改善することを目的とする学校でございます。

昭和42年に開校しております。それ以来、区内児童の健康回復を支援してまいりましたけれども、児童数の減少、あるいは施設の老朽化ということで、平成24年度に策定した「いたばし未来創造プラン」経営革新編において、施設のあり方について検討することとされました。

これを受けまして、教育委員会事務局内に検討会を設置し、検討を行ってまいりましたが、一定の方向性について取りまとめたので、中間報告を行うものでございます。

2番、天津わかしお学校の概要・沿革でございます。

教育目標は記載のとおり、思いやりのある子、学びとる子、けじめのある子ということで掲げております。

対象学年・定員でございますけれども、板橋区内に住所を有し、かつ、板橋区立小学校に通学している小学校第3学年から第6学年までの児童で、定員は80人でございます。

所在地は、千葉県鴨川市天津1990番でございます。

校舎・敷地につきましては、本編2ページの方に記載しておりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、沿革でございますが、こちらについても記載のとおりでございます。詳しくは本編の3ページに記載のとおりでございます。

3番、健康教育の取り組みでございます。

天津わかしお学校では、児童の健康回復に向けて、様々な実践を積み重ねてまいりました。多様な自立活動、運動時間の確保、バランスのとれた栄養ある食事づくり、家庭への働きかけ等、伝統ある取り組みとともに、時代のニーズに合わせた新しい取り組みも取り入れ、学校と寄宿舎が両輪となって効果を上げております。

本編では、4ページ以降に具体的な取り組み内容、そして効果を記載しております。

続きまして、4番、現状分析でございます。

まず、児童数の減少・病類別利用状況の変化についてでございます。

本編の10ページをご覧ください。

児童数の推移の表がございますが、こちらを見ていただきますと、昭和61年度までは定員80名がほぼ充足している状況でございましたけれども、以降、児童数が減少しております。

病類別では、ぜん息の児童数が減少しております。これは気管支ぜん息の治療法が進歩し、転地療養を要する人も家庭で対応できるケースが増えたということが主な原因でございます。

また、近年は区内小学校の児童におきまして、肥満の割合が減少傾向にありまして、これに伴って、天津わかしお学校においても肥満の割合が減少しているという状況がございます。

このような変化が見られるものの、健康課題の1つであります偏食の児童につ

きましては、若干増加しているということがございますので、過去十数年では、入学する児童の総数は40人前後という形になっております。

続きまして、概要版の裏面でございます。

施設の状況・今後の改修及び維持管理の考え方でございます。

校舎棟を初めとする施設は、建設後48年を迎えます。平成6年度に行った耐震診断では、補強不要な建築物であり、耐震性は確保されているとの結果でございましたけれども、これまで建築物の延命化のための大規模改修工事は実施しておりません。

大規模改修工事を実施した場合には、現在の規模ですと約10億円を要しますけれども、これまでも毎年施設の現状調査を行い、一定規模の改修工事を実施してきておりますので、当面、大きな改修を行わなくても施設の現状維持が可能と考えております。

したがって、今後も毎年現状調査を行い、必要な改修工事を計画的に実施することで、躯体については60年を超えての使用が可能であると考えております。

続いて、運営体制・運営経費でございます。

職員構成は、都費職員が23名、区費職員が15名の計38名となっております。

学校運営経費（区費分）についてでございますが、平成25年度の決算額が、総額で約1億583万2,000円。児童1人当たりの経費としては約279万円となっております。

このほか都費分（人件費）の経費がかかっております。

続きまして、5番の今後の方向性についてでございます。

天津わかしお学校は、年によって児童数の増減はございますものの、これまで一定の利用を得ておりまして、児童の健康向上に向けて成果を上げてきております。

また、体験入学への参加状況や、保護者や学校関係者の声などからも、今後、引き続き、その役割が期待されていると認識しております。

施設の劣化度調査におきましては、適切なメンテナンスにより今後も使用が可能であるとの結果を得ております。

こうしたことから、今後も一定の児童数・学校規模を維持し、引き続き、児童の抱える健康課題の解決に向けて支援していくこととし、次のとおり、具体的な取り組みを進めてまいります。

1点目は、教育活動・広報活動の充実・強化でございます。

本編の14ページにまとめておりますけれども、健康教育の質向上とセンター的機能の強化を図ってまいります。

また、区内企業のタニタと連携しまして、児童の健康向上を目指した事業展開を検討してまいります。

また、天津わかしお学校の実践活動の成果を区内小学校等にフィードバックしてまいります。

さらに、他区において、健康学園の閉校が続いておりますけれども、そうした

環境の中で、他自治体の児童の受け入れについても、ニーズを踏まえて検討をしていきます。

また、広報活動の拡大を進めていきます。

天津わかしお学校の存在意義ですとか、教育活動について、区内小学校PTA、関係機関等に広く周知をしてまいります。

2点目は、運営基準の設定についてでございます。

天津わかしお学校から前籍校等に円滑につなげていくためには、学力向上や社会性の育成のために、一定の学習集団の確保が必要であると考えております。

このため、教育的配慮の視点から、運営基準を定めることとし、平成28年4月1日から適用することといたします。

運営基準でございますけれども、複式学級の状態が継続するなど、著しく児童数が減少し、回復の見込みがない場合は閉校を検討するといったしました。

中間報告案の概要としては以上でございます。

次に、概要版の最後でございますけれども、今後のスケジュールでございます。

12月に文教児童委員会に報告をいたしまして、その後、パブリックコメントを募集し、いただいたご意見を踏まえ、年明けに最終報告を行ってまいります。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

上 野 委 員 先ほども不登校のことが気になっていまして、最後の「おわりに」というところの15ページに書かれていると思うのですけれども、元々病弱、特にぜん息というような目的だったと思うのですけれども、だんだん施設の必要のニーズが変わってきているのではないかなと思います。

そこら辺の、どちらの方向に行くか、どちらかという病弱よりは精神的なものの方が多くなってきているというような状態を感じます。

そこもご検討いただければと思います。

学 務 課 長 今、ご指摘のありましたとおり、背景にそういった不登校ですとか、様々、ご家庭、児童が抱える課題というものが変わってきております。

ですが、天津わかしお学校につきましては、病弱の特別支援学校として設置しているものでございますので、入学条件の病類に沿った判定をさせていただきますけれども、背景にそういった課題があるということを踏まえて、運営の方も適切な対応をしていきたいと考えております。

高 野 委 員 天津に、2年続けて入学式に行ってきたのですけれども、校内の様子を見ると、定員80名となっているのですが、教室が、6年生とか、5年生ぐらいただと、ここに20人入るとすごく狭いのかなと、そんな印象を持ちました。

ですから、定員に対して人数が少ないというような考え方は、教室だけ見ていると、そこは余りにしなくてもいいのかなというようなことも思いました。

あと、複式学級の件も書いてあるのですが、今年の35人の中でも半分は新しく入学した方だということなので、ほかの学校の人数の推移を見るのとは違って、なかなかその辺の基準というのは難しいのかなと思いました。

あと、この運営経費というところなのですけれども、1人当たりの経費が279万円となっているということですのですけれども、これは、区内で、一般的にはそこと比較してみないと分からないので、区内でも小規模校から大規模校まで色々あるのですけれども、少しそこら辺を教えてください。

あと、全体としては、やはり入学式でも、鴨川市の市長や教育長を初め、まちの駐在さんもいらしてください、鴨川市全体として、天津わかしお学校の子どもたちをすごく大きな気持ちで受け入れてくださって、児童の交流ですとか、あと、防災訓練での協力とか、区内では見られない様々な面があるので、私もぜひ天津わかしお学校のいいところを残して行ってほしいなと感じております。。

教 育 長 ありがとうございます。では、教育総務課長。

教育総務課長 1人当たりの小学生のことですが、27年度で20万2,863円です。

高 野 委 員 ありがとうございました。

松 澤 委 員 私も、高野委員と同じような意見になってしまうのですが、経費の面ではかなりかかっているなというのを今日感じたのですが、現地に行って、子どもたちと給食を食べたり、色々としたときに、そこにいる子たちにとってすごく大切な場所だなと感じたので、これから先は分かりませんが、今、自分の思いとしては、先ほどの鴨川の方との交流もありますし、残していただければ子どもたちにとってはすごくプラスなのではないかなとすごく感じたので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。

天津の方については、先ほど学務課長も話しましたように、背景を抱えていながらも、病弱ということで特別支援学校が認められているところですのですけれども、そういった意味合いでも、ぜひ継続していきたいなという思いは私もありますし、できる限り、そういった子どもたちへの対応というのを考えていければと思います。ありがとうございました。

○報告事項

7. いたばしボローニャ子ども絵本館PRスポットの設置について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 では、続いて、報告7「いたばしボローニャ子ども絵本館PRスポットの設置について」、中央図書館長から報告願ひます。

中央図書館長 資料の「図－１」をご覧ください。

いたばしBOROニャ子ども絵本館PRスポットの設置について、ご説明いたします。

板橋区とイオン株式会社が相互の連携を強化し、板橋区における区民サービスの向上と地域の一層の活性化を目的に、11月6日に「子育て支援に関する協定」を締結いたしました。

その連携の1つといたしまして、11月18日にプレオープンいたしますイオン板橋前野町店に赤ちゃんの駅や子ども家庭支援センターなどの区の相談コーナーを設置することになりました。

BOROニャ子ども絵本館におきましても、この場所にPRコーナーを設置するもので、これにより広く絵本館をPRするとともに、子育て世代の家族に、身近な場所で絵本に親しんでもらうサービスを提供することを目的といたします。

設置の場所はイオン板橋前野町店内、赤ちゃんの駅と、1階フードコートを予定してございます。

絵本は150冊程度を用意して、ご覧いただく予定です。

なお、板橋前野町店のグランドオープンは21日土曜日を予定しているということですので、ぜひ、こちらの絵本館のPRスポットにも足を運んでいただければと思っております。

最後に、PRスポットですけれども、昨年度末、3月末に、イオン板橋店が東武練馬駅前にございますけれども、そこを1カ所目として設置して以来、今回が5カ所目になります。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

(はい)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 23分 閉会